

税の申告は正しくお早めに

町では、町県民税および所得税の申告相談を次の日程で行います。

なお、申告会場での皆さまの待ち時間を少しでも減らすため、帳簿や領収書などは必ず事前に集計、整理を行い、収支内訳書や医療費控除明細書などを作成してお越しく下さい。

また、申告には『利用者識別番号』が必要です。既に取得している人は番号がわかるもの(税務署が発送する『確定申告のお知らせ』や『利用者識別番号等の通知』など)をお持ちください。まだ取得していない人は会場で職員が取得しますのでご安心ください。

◎申告会場

今年も「養老町中央公民館」に申告会場を開設します。

場 所 町中央公民館中ホール(養老町石畑491番地)

開設期間 2月16日(木)～3月15日(水)(土・日曜日、祝日を除く)

時 間 9時～16時30分(受付：16時まで)

対象地区	月 日	対象地区	月 日
高田・室原	2月17日(金)・3月2日(木)	池辺	2月24日(金)・3月8日(水)
広幡・上多度	2月20日(月)・3月3日(金)	笠郷	2月27日(月)・3月9日(木)
小畑・多芸	2月21日(火)・3月6日(月)	全地区	2月16日(木)・28日(火)
養老・日吉	2月22日(水)・3月7日(火)		3月1日(水)・10日(金)・13日(月) ・14日(火)・15日(水)

※初日は大変混み合いますので、できるだけ地区ごとの指定日にご来場ください。

※地区ごとの指定日に都合のつかない人は、申告期間中に都合のつく日にお越しく下さい。

●町の申告会場では下記①～⑩に該当する申告は受け付けしていません。

税務署の確定申告会場(大垣市民会館)で申告してください。

- ①令和5年度(令和4年分)以外の申告
- ②青色申告
- ③消費税・贈与税の申告
- ④土地・建物や株式などの譲渡所得の申告
(国・県・町に土地・建物を売った場合を除く)
- ⑤分離課税の申告
- ⑥雑損控除の申告
- ⑦繰越控除の申告
- ⑧初めての住宅借入金等特別控除の申告
- ⑨準確定申告(亡くなった人の申告)
- ⑩その他内容が複雑な申告

新型コロナウイルス 感染防止対策にご協力ください

- ・来場は少人数で
- ・マスクの着用と手指消毒の実施
- ・入場時の検温。37.5度以上の発熱がある人は、入場できません。
- ・来場者名簿作成のための受付票の記入

●8時30分に開場し、受付番号札と受付票を先着順で配布しますので、受付票に必要事項を記入してください。
(※町中央公民館の管理上、8時30分より前の館内への入場はできません)

●番号札は先着順で配布しますが、申告に必要な書類(収支内訳書・医療費控除明細証など)が不足している場合には、書類がそろってからのご案内となります。

●**外貨預金の解約などで、為替差益が生じた人が申告をする場合は、所得額がわかるようにご準備ください。**

●順番の呼び出しの際に、不在の場合はその番号は無効となり、新たに番号札を取り直していただくことになります。

●会場の混雑状況により、入場をお断りし、後日の来場をお願いすることがあります。

●税務課窓口では、申告の相談は行いません。提出のみでの受け付けとなります。

●町中央公民館への問い合わせはご遠慮ください。